

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について
藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の勤務時間等に関する条例（昭和38年藤沢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2ドナー休暇の項中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢^{しょう}血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のため末梢^{しょう}血幹細胞を」に改め、同表生理休暇の項中「連続する」を「その都度必要と認める」に改める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市職員の特別休暇について、国家公務員に準じて変更するため、所要の改正をする必要による。